三(1)　役員の氏名の変更

変更前	上田　裕司
変更後	犬養　淳′太田　正憲

(2)　変更年月日
平成二十一年七月一日

○国土交通省告示第八百八十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日　国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号
国土交通大臣　9
二　登録試験機関の氏名又は名称
株式会社東京建築検査機構
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	杉上　敏雄′續　道雄
変更後	廣江　明

(2)　変更年月日
平成二十一年六月十一日

○国土交通省告示第八百八十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十五条第二項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録講習機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第二十五条第二項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年八月五日　国土交通大臣　金子　一義

一　登録番号
1
二　登録講習機関の氏名又は名称
財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	藤田　和夫′三口慶之助
変更後	伊藤　博′中林　幸一

(2)　変更年月日
平成二十一年四月一日
四(1)　役員の氏名の変更

変更前	市三　智章′蟹沢　俊行′野木　啓道′栗司　泰史
変更後	今倉　章好′幡場　松彦′冨誼　信行′古賀　昭彦

(2)　変更年月日
平成二十一年七月一日

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１２１０６号
埼玉県深谷市上柴町東３丁目４番地19
債務者　有限会社柳田鉄工所
代表者代表取締役　柳田　昭
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　仁志
4　破産債権の届出期間　平成21年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３３８号
山梨県北杜市武川町牧原1698番地
債務者　有限会社サイキ建設
代表者代表取締役　齊木　幸広
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹山　拓
4　破産債権の届出期間　平成21年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２３９１号
東京都墨田区東駒形２丁目19番４号
債務者　株式会社ライフ・スタイル
代表者代表取締役　外川　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　知史
4　破産債権の届出期間　平成21年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４００号
千葉県千葉市稲毛区天台５丁目23番７号
債務者　株式会社築地フーズ
代表者代表取締役　宮澤　良太
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　英知
4　破産債権の届出期間　平成21年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４６６号
兵庫県姫路市飾磨区三宅１丁目123番地
債務者　ゼンプラニング株式会社
代表者代表取締役　都我　佳孝
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　佳宏
4　破産債権の届出期間　平成21年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４７５号
東京都練馬区西大泉２丁目２番24号
債務者　タチバナ恒産株式会社
代表者代表取締役　橘田　光保
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田汲　幸弘
4　破産債権の届出期間　平成21年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５０１号
東京都文京区水道１丁目４番７号
債務者　互興産業株式会社
代表者代表取締役　高橋　政國
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　道明
4　破産債権の届出期間　平成21年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部